

岩手県国土強靱化地域計画推進アドバイザー会議設置要綱

(目的)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)第13条に基づく「岩手県国土強靱化地域計画」に掲げる施策を計画的・効果的に推進するに当たり、施策の実施状況や今後の取組の方向性等について有識者から意見を聴取するため、岩手県国土強靱化地域計画推進アドバイザー会議(以下「推進アドバイザー会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進アドバイザー会議は、次に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 「岩手県国土強靱化地域計画」に掲げる施策の実施状況の評価及び今後の方向性に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、「岩手県国土強靱化地域計画」の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進アドバイザー会議は、別表に掲げる委員により構成する。

(座長及び副座長)

第4条 推進アドバイザー会議には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員が互選する。

(運営)

第5条 推進アドバイザー会議は、必要に応じ開催するものとし、岩手県政策地域部長が招集する。

- 2 座長は、推進アドバイザー会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が不在のときは、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要と認める場合には、推進アドバイザー会議に第3条に定める者以外の関係者を招集することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

(事務局)

第7条 推進アドバイザー会議の事務は、岩手県政策地域部政策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

岩手県国土強靱化地域計画推進アドバイザー会議委員名簿

別表(第3条関係)

(敬称略)

	職 名 等	氏 名
1	国立大学法人岩手大学 地域防災研究センター センター長	南 正 昭
2	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	伊 藤 英 之
3	国立大学法人福島大学 行政政策学類 准教授	西 田 奈保子
4	特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター 常務理事	若 菜 千 穂
5	内閣官房国土強靱化推進室 企画官	渡 邊 茂
6	岩手県市長会 事務局長	熊 谷 俊 彦
7	岩手県町村会 参与兼事務局長	向井田 敏 宏